

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年7月3日(2008.7.3)

【公開番号】特開2006-330610(P2006-330610A)

【公開日】平成18年12月7日(2006.12.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-048

【出願番号】特願2005-157655(P2005-157655)

【国際特許分類】

G 02 B 27/22 (2006.01)

G 02 B 5/20 (2006.01)

G 02 F 1/13 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 02 F 1/1347 (2006.01)

H 04 N 13/04 (2006.01)

【F I】

G 02 B 27/22

G 02 B 5/20 1 0 1

G 02 F 1/13 5 0 5

G 02 F 1/1335 5 0 5

G 02 F 1/1347

H 04 N 13/04

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月20日(2008.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数枚の透過型の表示パネルと、光源とを備え、

前記複数枚の表示パネルは、観察者から見て奥行き位置が異なり、かつ、表示面が重なるように配置され、

前記光源は、前記観察者から見て最も奥に配置された表示パネルから手前の表示パネルに向かって光を照射する位置に配置されており、

前記各表示パネルは、赤色フィルタ、緑色フィルタ、および青色フィルタからなる基準カラーフィルタが画素単位で設けられている三次元表示装置であって、

前記複数枚の表示パネルは、全ての画素が、前記基準カラーフィルタのみを設けた画素でなる第1の表示パネルと、

前記基準カラーフィルタよりも光の透過率が高いフィルタまたは透明な窓を設けた画素を有する第2の表示パネルとからなることを特徴とする三次元表示装置。

【請求項2】

前記第2の表示パネルは、前記観察者から見て、前記第1の表示パネルよりも奥に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の三次元表示装置。

【請求項3】

前記第2の表示パネルは、白色フィルタを設けた画素を有することを特徴とする請求項1または請求項2に記載の三次元表示装置。

【請求項4】

前記第2の表示パネルは、全ての画素に、前記基準カラーフィルタおよび前記白色フィルタが設けられていることを特徴とする請求項3に記載の三次元表示装置。

【請求項5】

前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタおよび前記白色フィルタの面積が等しいことを特徴とする請求項4に記載の三次元表示装置。

【請求項6】

前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのみを設けた画素と、前記白色フィルタのみを設けた画素を有することを特徴とする請求項3に記載の三次元表示装置。

【請求項7】

前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのみを設けた画素と、前記白色フィルタのみを設けた画素が、市松格子状に配置されていることを特徴とする請求項6に記載の三次元表示装置。

【請求項8】

前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのみを設けた画素と、前記白色フィルタのみを設けた画素が、縞状に配置されていることを特徴とする請求項6に記載の三次元表示装置。

【請求項9】

前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのみを設けた画素と、前記基準カラーフィルタのうちの1つを前記白色フィルタに置き換えた画素を有することを特徴とする請求項3に記載の三次元表示装置。

【請求項10】

前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのみを設けた画素と、前記基準カラーフィルタのうちの1つを前記白色フィルタに置き換えた画素が、市松格子状に配置されていることを特徴とする請求項9に記載の三次元表示装置。

【請求項11】

前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのうちの1つを前記白色フィルタに置き換えた画素のみを有することを特徴とする請求項3に記載の三次元表示装置。

【請求項12】

前記第2の表示パネルは、前記赤色フィルタを前記白色フィルタに置き換えた第1の画素、前記緑色フィルタを前記白色フィルタに置き換えた第2の画素、および前記青色フィルタを前記白色フィルタに置き換えた第3の画素が、縞状に配置されていることを特徴とする請求項11に記載の三次元表示装置。

【請求項13】

前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのうちの同じ色のフィルタを前記白色フィルタに置き換えた画素が2つ以上連続しないように配置されていることを特徴とする請求項11に記載の三次元表示装置。

【請求項14】

前記複数枚の表示パネルは、液晶表示パネルであることを特徴とする請求項1乃至請求項13のいずれか1項に記載の三次元表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(1) 複数枚の透過型の表示パネルと、光源とを備え、前記複数枚の表示パネルは、観察者から見て奥行き位置が異なり、かつ、表示面が重なるように配置され、前記光源は、前記観察者から見て最も奥に配置された表示パネルから手前の表示パネルに向かって光を照射する位置に配置されており、前記各表示パネルは、赤色フィルタ、緑色フィルタ、および青色フィルタからなる基準カラーフィルタが画素単位で設けられている三次元表示装置

置であって、前記複数枚の表示パネルは、全ての画素が、前記基準カラーフィルタのみを設けた画素でなる第1の表示パネルと、前記基準カラーフィルタよりも光の透過率が高いフィルタまたは透明な窓を設けた画素を有する第2の表示パネルとからなる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(2) 前記構成例(1)を前提とし、前記第2の表示パネルは、前記観察者から見て、前記第1の表示パネルよりも奥に配置されている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

(9) 前記構成例(3)を前提とし、前記第2の表示パネルは、前記カラーフィルタのみを設けた画素と、前記基準カラーフィルタのうちの1つを前記白色フィルタに置き換えた画素を有する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

(10) 前記構成例(9)を前提とし、前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのみを設けた画素と、前記基準カラーフィルタのうちの1つを前記白色フィルタに置き換えた画素が、市松格子状に配置されている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

(11) 前記構成例(3)を前提とし、前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのうちの1つを前記白色フィルタに置き換えた画素のみを有する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

(12) 前記構成例(11)を前提とし、前記第2の表示パネルは、前記赤色フィルタを前記白色フィルタに置き換えた第1の画素、前記緑色フィルタを前記白色フィルタに置き換えた第2の画素、および前記青色フィルタを前記白色フィルタに置き換えた第3の画素が、縞状に配置されている。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 2】

(13) 前記構成例(11)を前提とし、前記第2の表示パネルは、前記基準カラーフィルタのうちの同じ色のフィルタを前記白色フィルタに置き換えた画素が2つ以上連続しないように配置されている。